

議長（鳥居直記君） 出席議員半数以上であります。これより議事日程第3号により本日の会議を開きます。

日程1

市政一般質問

について、前日に引き続き市政一般質問を行います。41番重橋照久議員。

〔重橋照久君登壇〕

41番（重橋照久君） おはようございます。

自由民主党会派を代表して、昨日の質問との重複を極力避け、順次、通告に従い、質問をいたします。

まず最初に、市町村合併につきまして、市長の基本的なお考えをお伺いいたします。

21世紀の始まりは、地方の時代の幕開けであり、地方分権の実行に取りかかるときであると私は認識をいたしております。

昨年5月10日、衆議院本会議において、小泉総理大臣は「地方分権の推進のためには、住民に身近な総合的な行政主体である市町村の行財政基盤を強化することが不可欠であり、市町村合併により、その規模も拡大し、能力を強化していくことは、地方行政の構造改革を進める上でも極めて重要な課題であると認識しております。市町村合併特例法の期限である平成17年3月までに十分な成果が上げられるよう、市町村合併後の自治体数を1,000を目標とするとの与党の方針を踏まえ、自主的な市町村の合併をより一層強力に推進していきたいと思っております」と、答弁しておられます。

また、同年6月21日の経済財政諮問会議がまとめた「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」においても、市町村合併のより強力な推進の方法が盛り込まれております。

市町村合併は、申すまでもなく時限的問題であり、16年度末がタイムリミットであり、今日の国の財政状況を見るならば、財政上の優遇特例措置の延長はないものとして考えざるを得ません。よって、今後の3カ年は、まさに時間との戦いになると思惟するわけであります。

私も本年1月29日に1市11カ町による任意合併協議会の設置とともに、長崎市側委員として参加させていただいておりますが、本市を含む西彼杵郡11カ町広域都市圏の将来像に思いをはせる絶好

の機会としてとらえ、参加11カ町の委員の方々のご意見に大きな関心を持って、当協議会に臨んでおります。

そのような中にあり、2回の会議を経るに至った現在、趣旨、内容の確認はともかくとして、各市町の首長、議員といった委員の構成から見て、各論の検討・審査は事務方に預けるとして、大局的見地からの議論のスタートを切るべきであろうとの見解を持つものであります。

よって、この際、当協議会の会長である市長は、目的達成の是非にとらわれることなく、将来の展望を率直に市民に披瀝され、次回会合に臨まれるべきであろうと思っておりますが、いかがでありましようか。

県都長崎市のリーダーとしての気概を持ったの答弁を期待するものであります。

次に、被爆地域拡大是正につき、質問をいたします。

経過につきましては、理事者、議会、被爆者団体その他関係者の皆様は、一応に思いを同じくして総力を挙げてその運動を展開してこられましたことは周知のことであるとして省略をいたしますけれども、まず最初に、今回、拡大是正の足がかりとなったP T S Dの発案、発議をされた方に心から感謝をいたし、厚生労働省における検討の俎上に乗せるまでに内容を高めていただいた関係者の方々にも、同じく感謝の意を表したいと思います。あわせて、活動の牽引車となり、全力を尽くされた市長にも、被爆者の一人として心からの敬意を表し、以下、質問をいたします。

昨年12月、厚生労働省の方針決定の後、12月18日、市議会全員協議会の場において、制度実施に当たっては、厚生労働省とも十分協議して速やかな事務の遂行に努めるとの説明でありましたが、その進捗状況についてお伺いをいたし、あわせて平成14年度の新たな制度に対する対応策をお示し願いたい。

また、拡大是正の根拠がP T S Dといういまだ経験したことの無い要因により成り立っていることから、従来の健康診断特例区域の制度とは大きく相違しているという観点から、当該地区住民に対する周知徹底が非常に困難と思われませんが、どのような手法を取られるのか、お知らせ願いたい。

次に、過日も当該12キロ以遠に居住された方々に対する救援措置を要望し、市長陳情がなされたとの新聞報道がございましたが、今日段階での市長の見解をお伺いしたい。

次に、教育行政の第1として、平成14年度から実施される完全学校週5日制の導入に当たり、市教委の考え方を伺っておきたいと思えます。

教育・国防・財政が国を支える3本の柱であるとの認識を私は持っていますが、とりわけ教育は、将来の国を支える人材の育成に当たり、国の最優先の事業であると考えております。平成4年から月1回の土曜休校、平成7年から月2回の土曜休み、そして本年4月から完全学校週5日制となります。平成8年7月に出された中央教育審議会の「21世紀を展望した我が国の教育のあり方」において、学校週5日制は、子どもたちの生活のあり方や学習の環境を変え、今後の教育のあるべき姿を実現する有効な方途であり、その目指すものは、今後の教育のあり方と軌を一にしていると考えられる。完全な学校週5日制の実施は、教育改革の一環であり、今後の望ましい教育を実現していくきっかけになるものとして積極的にとらえる観点から、21世紀初頭をめどに、その実施を目指すべきものであると述べております。

つまり、社会の変化に対応して、これからの時代に生きる子どもたちの望ましい人間形成を図るため、この際、学校、家庭、地域社会の教育全体のあり方を見直し、そして、家庭と地域社会の教育機能を高めるために、地域、家庭に子どもを返すことが非常に有効であると言っておるのであります。

これらのことを受けて、家庭において教育力の向上に努力をするということは、保護者責任として至極当然のことであるとして理解できますが、地域社会においての教育機能向上とは、一体、何を指して言われるのか。

平成4年度において、市教委は私どもに対し、5日制導入に際しての公的施設開放等、膨大な準備資料を示されました。9年の経過過程で、その実は上がったのでありましょうか。市においては、今回、長崎市学校週5日制推進本部を設置し、全庁的に取り組むと声高に言っておられるが、しかれば、今日までの9年間の試行期間は何だったの

か。

以上、3点お伺いをいたします。

第2に、幼稚園施設の幼保一体型活用についてお伺いをいたします。

今日の社会情勢にあって、女性の就労率の増高、男女共同参画社会の醸成に伴い、保育施設の充実が社会の必然的急務となってまいりました。しかしながら、その整備につきましても、社会福祉法人の設立、投資資本の調達、人的配置、少子化傾向にあっての将来的見通し、地域設定等、幾多の困難な問題が山積しております。

保育所待機児童の増加に対して、既設の施設における定員替え保育、また、再整備による定員拡大措置等によりしのいではおりますが、地域によっては、待機児童の数は日を追って増加傾向にある施設も存在するのが現状であります。

国においては、仕事と子育ての両立支援策として待機児童ゼロ作戦を掲げ、平成13、14年度に開始、平成16年度までに実施することとして、待機児童の多い都市の保育施設の重点整備、公立社会福祉法人立を基盤としつつ、さらに民間活力を導入し、公設民営型など多様化を図り、自治体基準を満たした場合、迅速に施設設置を行う。学校の空き教室等、利用可能な公共施設は保育のため弾力的な活用を行う。具体的目標として、自治体におけるさまざまな単独施設幼稚園における預かり保育等を活用し、平成14年度中に5万人、さらに平成16年度までに10万人、計15万人の受け入れ児童数の増大を図るとしているのであります。大いに期待をしたいところでありますが、長崎市にあって、容易にその実現がなされるとは考えられないのであります。

そこで、当問題と対照的立場にある幼稚園を考えますときに、長崎市にあって私立幼稚園51カ園、そのうち定員充足率を満たしておるところは、わずかに3施設。充足率50%を割った施設が20園、少子化の波と保育所待機児童ゼロ作戦によるあおりは、幼稚園経営に大打撃を与えているわけでありま。

もちろん、その底流には、保育所の長時間保育、あわせて市民の保育所に対する認識が従来より非常に高まってきていることも否定できないことと思えます。

よって、両者の対照的なまでの現状にかんがみ、長崎市にあっては、全国に先駆け、幼稚園施設の有効的活用に目を向けていただきたい。

文部科学省、厚生労働省、それぞれに所管は異なりますが、今日段階では、幼保の垣根は非常に低くなっております。

平成10年3月には、各都道府県知事・教育委員会、各中核市市長・教育委員会あて、両省からの幼保施設の共用化に関する指針として通知が出されているはずであります。

市長、教育長の所感をお尋ねいたします。

次に、環境行政について2点お伺いをいたします。

まず最初は、合併処理浄化槽の整備促進についてであります。

今日、公共事業の効率化が強く求められているところでありますが、生活排水処理施設整備についても、その例外ではないと思われま。下水道整備については、一般に多額の建設投資を要することから、その負担が過大となれば、地方公共団体の財政運営を圧迫しかねない状況になるのは必定であります。下水道経営ハンドブック第12次改訂版によれば、地方公共団体の企業債残高のうち、下水道事業債の割合が5割を超え、下水道の汚水処理の経費回収率が約6割という状況にあるということでもあります。つまり、汚水処理にかかる経費の約4割は地方公共団体の一般会計からの補てんということになるわけであります。

このような状況を考えれば、生活排水処理の各種のシステムの特長、効果、経済性等を十分検討し、本市においても各地域に最も適したシステムを選択し、過大な投資を避け、効率的な整備を図ることが重要であると思われま。

なおまた、生活排水処理施設の整備は、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全の観点から非常に重要な事業でありますので、その整備負担の大きさにより事業の推進が停滞することは避けるべき事柄であると思っております。

本市においても、汚水処理施設整備率が70%を超えた今日、今後は、人口密度の低い周辺地区整備に移行していく現状を考えると、個別処理の形態をとる合併処理浄化槽と集合処理の形態をとる下水道、農業集落排水施設等の適切な選択が

より一層重要になることと思われま。

なおまた、普及に当たり、並行して考えねばならないことは、電気、ガス、水道等と同様に、利用者の料金負担によって実施する事業でありますので、その経営は直接利用者の料金体制に波及いたしますので、可能な限りの経済性を追求すべきものであります。

このような中、合併処理浄化槽は、今後の生活排水処理施設の整備対象として特に有効なものであると思われま。

本定例会の冒頭に行われた市長の施政方針演説にあって、下水道未整備地区に対する早期環境整備促進のため、合併処理浄化槽採用を打ち出されたことは、時期に即した政策決定であるとして高く評価をしたいと思います。

そこで、数点お伺いをいたしますが、本件は、今議会上程事項でありますので、事前審査に抵触する部分があれば、議長より注意をいただければ幸いであります。

まず第1に、実施箇所対象地域は、すべて市街化調整区域内に位置し、主に長崎県下水道等整備構想により農業集落排水事業地域に位置づけられておりましたが、今回、排水処理浄化槽設置事業を行うことにおいて、何ら支障はないのでありましようか。

第2に、申請時における不適切な申請行為が予想されるが、チェック体制は万全を期しているのか。

第3に、設置後の保守管理体制は、現有の市の体制で十分であるのか。

以上、まず3点について答弁をお願いいたします。

次に、事業系一般廃棄物の処理過程におけるマニフェスト導入についてであります。昨日も同僚議員の質問に対する市長答弁がありました。7,000数百に上る事業系一般廃棄物の持ち出しに対する指導のため、夜遅くまで市職員の皆様は現場に立たれておることを聞きました。大変なご苦労と存じます。私自身、事業系の産業廃棄物、一般廃棄物等のすみ分け、処理方法については明確に理解できない部分もありますが、家庭から出たものは分別してごみステーションにおいて処理する。事業者は原則として自己処理を行う。自己

処理の方法として、運搬許可業者へ依頼するとの大別をしているようなところであります。

事業系可燃ごみは東・西の焼却施設、不燃物は産廃として産業廃棄物運搬業者に依頼して、その後、産業廃棄物処分場への持ち込みとする。まことに難解な処理工程なのであります。しかも、運搬処理の段階で、それぞれに料金を支払うわけにありますから、単純明快に産廃、一廃の別なく運搬車に放り込み、事なきを得たりとする傾向は何となく理解できるのであります。今日の長崎市にあってのごみの減量化政策、資源ごみの有効活用、各施設の長期維持のための適正処理等を考えるときに、事業系一般廃棄物の処理に慎重を期するとの思いが新たになるわけでありませう。

そこで、産業廃棄物と同様、事業系一般廃棄物排出者責任を明確にすること。

いま一つ、運搬過程にあって違法行為が発生することのないように、他都市にも散見されるマニフェスト採用導入を試みられてはいかがでありませうか、市のお考えをお伺いいたします。

次に、指名競争入札制度につき、お尋ねをいたします。

今日、すべてのマスコミによりODA団体の国際会議出席拒否に端を発し、鈴木宗男衆議院議員の北方4島人道支援に至るまでの外務省を媒介としてのさまざまな行動が連日報道をなされております。その中で際立った形で国民の怒りを買っていることは、支援を前提とした工事発注のあり方でありませう。地元の企業を活用し、4島支援のために働いてもらおう。地元の企業は潤い、地域活性が起これば、その結果、一朝有事の際には、お返しのための企業、地域挙げての全力的支援を行い、中央における政治力の蓄積に尽力し、重ねての地元に対する事業誘致のために働いてもらおう。支援対象者ももろ手を挙げて歓迎をする。関係官庁も協力することによりスムーズな行政運営ができる。三方も四方ものみなよしの構造が見事な形ででき上がるのであります。ただし、これはすべて公金の運用で賄われるわけでありませうので、このサイクルの中で不正行為が介在すれば、せっかくのベストサイクルがすべて吹き飛んでしまふ。我々は、数限りなく、このような事態を目の当たりにしてきました。前途洋々な政治家、首長、そして官僚

たちが数多く表舞台を去ってっております。政官業の癒着構造の中で再起不能の状態になるのは、政官に携わる者であり、利用した側はしぶとく生き残る。私においても他山の石として毎日の報道を見ているものであります。

そこで、順次、お伺いをいたしますが、平成13年4月、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律が施行されました。本市においても制度の公正化、透明性の確保のため、新しい取り組みとしての郵便入札や最低制限価格算定の率を抽選で決定するなど、試験的に実施されたようでありませうが、その中身について説明をいただき、その結果、どのような成果が見られたのか、お知らせをいただきたい。

次に、これらの結果を踏まえての14年度の取り組みをいかがされるのか。

また、現状の最低制限価格の設定は、受注者の健全な企業運営、適正な施工という上で障害になっている部分があるのではないかと。再検討の余地がないのか、お伺いをいたしておきます。

本件に関する残余の質問については、時間があれば自席からいたします。

次に、斜面市街地の整備促進についてであります。今期2年目から同僚塩川議員を座長にいただき、多くの議員の皆様方と約1年をかけて諸問題の抽出、各自治会からの意見聴取、現地及び先進地視察、理事者・有識者との意見交換、試行錯誤を重ねながらの提言の取りまとめがなされました。よき指導者と牽引車的な役割の人材、事務上における適正処理のエキスパート、一連の経過の中で議員諸兄の隠れたる能力を刮目の思いで見せていただきました。

本件においては、本議会上程事項でありますので、言及は控えさせていただきますが、長崎市域生活地域の7割が斜面地ということを念頭に置いて、議案上程の市長の思いというものを所見としてお伺いしておきたいと思ひます。

特に、生活道路の整備、側溝の整備、ガードパイプの整備等、直接的に住民に関係する事項について、どのような形で議案に盛り込まれたのか、説明を求めます。

最後に、低層住居地域における建ぺい率、容積率の見直しについて質問をいたします。

過去何回にもわたって、市街化区域内における用途地域線引きの見直し、また、それぞれの用途地域内における建ぺい率、容積率アップを要請、要望をいたしてまいりましたが、都市形勢上、また、住環境の整備上、直接的、間接的に市民への利害に大きくかかわる問題であるにもかかわらず、行政における反応は、私の期待とは大きくかけ離れたものでありました。

市街地における道路の拡幅、居住空間の拡大、防災都市建設、公開空地の確保等、行政側の誘導、主導的立場で実行できる根幹的施策について、余りにもおざなりな対応であったと私は思っております。

市民は直接的にそのような事象に遭遇したとき、初めて法の壁の厚さに困惑し、困り果ててしまう。そのような経験をした人は数えるにいとまのないほどにおられることと思います。

大きくは今後の施策に委ねることとして、質問の要旨を述べさせていただきますが、本市において昭和47年、用途地域の指定がなされました。当時、大型開発団地、そして、その周辺の旧住宅市街地を含み、大きく道路等々を線引き境界として採用。住民の意思確認もないままに確定をしてしまいました。道路を挟んで向こう側は住居地域、当該地は第1種住居専用地域といった決定がなされたわけであります。前者は、建ぺい率60%、容積率200%、後者は、前者と周辺環境に何ら変わった要素がないにもかかわらず、建ぺい率50%、容積率60%、狭小な宅地の所有者は、建て替えを考へても現状維持の広さの建物が建たないということで、腐心に腐心を重ねてやっと住宅の維持をしている。一方、道路向かいの地域にあっては、理想に合った新装改築を行ってある。これが実態であります。

個人が本来持っている権利が行政により縮小され、資産価値において大きな不均衡が発生しているのであります。施行後30年経過した今、改めて全市の見直しを行い、用途地域の変更とまではいかなくとも、現行用途地域内においても、建ぺい率もしくは容積率のアップを行い、住民の期待、要望に応える用意はないか、お伺いをいたしまして、本壇からの質問を終わります。

=（降壇）=

議長（鳥居直記君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 皆さん、おはようございます。

自由民主党を代表されます重橋照久議員の代表質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、第1点目の市町村合併でございます。

おかげさまで、1市11町によります任意合併協議会を立ち上げることができました。質問されました重橋議員さんも、長崎市議会を代表されまして、鳥居議長さん、江口 健副議長さんともどもに、各会派の議員さん方と一緒にになりまして、この1市11町の任意合併協議会にご参加をいただいております。それぞれの自治体の首長さん、そして、議会を代表される皆さん方と2回目の会合を先般終わったわけであります。4月に3回目、4回目の2回の会合をすることまでの次の日程が既に決定をしております。

ある意味では、重橋議員さんご指摘のように、事務方の作業は作業にいたしまして、この任意合併協議会の各自治体を代表される首長さん、議員の皆様方の本音のいわゆる議論をそろそろすべきではないかということ、まさに私もそのとおりではなかるうかなというふうに思います。

長崎市長の立場、また、この任意合併協議会の会長としての立場はどうなのかということでございますが、このことにつきましては、私もこれまで、本当に長崎市議会の皆様方、また、長崎市民の皆様方もどういう合併になるのかという非常に熱いまなざしを持っておられます。私は、10年後、20年後の先を見据えた形の合併をこの際の方がいいのではないかなということが、実は基本的な考え方でございます。

いろんな部分につきましては、昨年の10月18日でございますか、会合のときに申し上げましたように、水の問題あるいは下水道の問題、重橋議員さんが本壇でもご指摘になりました合併処理浄化槽の問題、また、消防・救急の問題、火葬場の問題、また、公共料金がある自治体は高い、自分のところは安い、こういう激変緩和をどうするのかという、一度に合併したからといって高い自治体に合わせるといふのもいかなものかという激変緩和の問題、また、そこに現場で働いている職員

の方々あるいは議員の皆様方の身分の問題、また、既存のそれぞれの自治体は長い歴史、伝統を有した素晴らしい自治体ばかりでございますので、既存の施設の活用の問題、実はたくさん課題が山積しているわけであります。

そういう問題について、おそらく第3回目、第4回目の任意合併協議会で各委員さん方から相当活発な議論が私には出てくるであろう、また、それに対する打々発止の議論があるであろうというふうなことを私は理解しているところでございます。

再三、本壇でもお答えさせていただいておりますけれども、私は、まずこの任意合併協議会を立ち上げるにいたしまして、また、今後の長崎の合併がどういう形になるのかという問題を見据えまして、関係者に申し上げさせていただいておりますのは、長崎の場合は、1市10町でこれまで長崎地域広域市町村圏という協議会を、長い歴史を持つ協議会をつくっております。その中で1市10町の皆様方と本当に仲良く、お互いに情報交換をしながら、そして、そこに住む地域の方々、住民の皆様方との協調を保ちながら、これまで運営をやってきたわけでありますが、その中で、消防・救急の業務あるいは火葬場の業務、これを実は1市10町で現在でも担っているわけであります。また、一部には、その1市10町の自治体との中で、これは一部でございますけれども、ごみの処理の業務あるいは下水道の処理の業務、これも担っております。これはお互いに信頼関係でございます。

そういうことで今日まで続いておりますが、合併の方向いかによりますと、これは当然な成り行きでありますし、また、所定の手続きを経なければいけないわけでありますが、今までの長崎地域広域市町村圏協議会というものは、これは解散の方向になりますでしょうねと、このことはひとつお互いにいい意味で理解しておいていただいたらありがたいですよと、そうになりましたら、新たに形成される自治体でもって、いわゆるこれらの救急・消防の業務あるいは火葬場の業務等々を含めて、新たな自治体でお互いに、そのことも含めた住民の、あるいは市民の方々の負託に応えられるような、今日の住民のニーズが非常に多種多様化していますので、そのことも見据えた中での運営というのが、これは一番大事な点になると思

いますので、そのことも含めながら、やはりこれからの大きな議論になってくるのではなからうかなというふうに思います。

ある意味では、この第1次産品を含めた地場産業の振興とか、そういうものも含めて、先ほど申し上げました各種施設のコモノの活用等も含めて、そういうものも大きな議論になるというふうに思います。

いずれにいたしましても、あと残された時間は、重橋議員さんご指摘のように、正味3年間でございます。3年間ということは、実質的には、もう2年はある意味ではないんではないかなと思いますので、これから私も長崎市を代表する立場でございますので、ぜひ議会の皆様方のご指導をいただきながら、特に国の財政がこういった状況でございますので、本当に厳しい状況がもうしばらくこのまま恐らく推移するのではなからうかなという国の財政の状況、そうかといまして、ことしの2月からでございますけれども、バス事業の規制緩和が始まりましたが、各種の規制緩和もこれからそれぞれに待たなして時代の大きな流れとしてやってまいります。また、地方分権一括法ももう設立しています。そうになりましたら、地方自治体の役割というのはますます私が大きくなるということも見据えながら、やはりそこに住む皆様方が、市民の方々、住民の方々が幸せな、また、満足度を充実できるような、そういうふるさをつくつるために一生懸命に頑張りたいというふうに思います。

最後に、この問題の話といたしまして、一つ先例でございますが、私も九州の管内に住む者として、やはり北九州市の先例があるのではなからうかなというふうに思います。これは合併特例債とか、そういうふうな国の指導とか、そういうことだけではないわけでありますが、あれだけ重化学工業で支えた、また、非常に歴史のある、海に面したまちでございましたけれども、やはりあいった5つの市が合併することによって、そして、昭和38年でございますが、政令指定都市になることによって、やはり今日の北九州市が私は、ちょっと口幅った言い方でございますけれども、あるんではなからうかなと、もし合併をしなかったら、恐らく私は大変な事態に立ち至っているの

ではないだろうかということを見据えながら、先ほど申し上げましたように、10年後、20年後を見据えながらという話をさせていただいておりますが、極めて私は長崎市政にとっては大事な大きな問題であるということを受けとめながら、しっかりとこの件につきましては、今後、かじ取りを間違えないように頑張りたいと思いますので、よろしく願いさせていただきたいと思います。

次に、被爆地域の拡大是正につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

昨年12月に国の方針が示されて以降、長崎県や関係町と連携を取りながら、本年4月からの事業実施に向けて、厚生労働省と精力的に協議を進めているところであります。

今回の地域指定に伴い、本市では約7,000人を超える方々が認定の対象となるものと想定しており、まずはこのような事務処理が滞りなく進められるように、長崎市といたしましても、本年2月1日に原爆被爆対策部に担当の職員を配置するなど、本事業が円滑に実施され、関係住民の方々が速やかに今回の援護が受けられますよう、万全の体制で準備を進めているところであります。

今回の制度は、心（精神）の問題に着目した、重橋議員ご指摘のように、日本でも初めての制度として実施されるものであります。新たに（仮称）第2種健康診断受診者証の交付を受けられる方は、一般検査を受けていただき、その後に保健師によるスクリーニング検査を受けていただくことになります。そこで、被爆体験によるトラウマと不安による精神症状が有りと判断された方は、次に、精神科医による要医療性の検査を行い、要医療性有りと認められた方が、（仮称）被爆体験者医療受給者証の交付申請をしていただくことになるわけであり、この医療受給者証の交付を受けますと、関連する疾病について、その治療に要する医療費の自己負担分を公費負担するというものであります。この制度を実施するには、特に精神科医を初め医療関係者の協力が不可欠であるために、長崎市では、精神科医を含む医療関係者による事業検討会を新たに設置いたしまして、専門家の助言をいただきながら、制度の円滑な実施と内容充実にも努めようとしているところであります。

また、関係住民の皆様方に対しましても、十分

な周知を図るために、来る3月20日から26日まで、これは1週間でございますが、市内6地区と中心部の延べ27会場におきまして事業説明会を開催する予定でありますし、これは既に3月号の広報ながさきにも掲載をさせていただいております。

さて、重橋議員ご指摘の爆心地から12キロメートル以遠の関係住民の対応についてでございますが、現在、2つ問題があるのではなかろうかというふうに私どもも認識をしております。

1つ目でございますが、12キロメートル以遠で被爆体験された場合、つまり被爆投下時に12キロメートル以遠にいた方々は、今回の制度そのものの対象者となりませんので、被爆者援護法に基づく（仮称）第2種健康診断受診者証の交付も受けられないという問題であります。

もう一つは、被爆体験は12キロメートル以内でありながらも、現在の居住地が12キロメートル以遠の場合、健康診断は受診できますが、医療費の給付が受けられないという問題であります。これは今回の制度が国の予算措置であるためと聞いております。

いずれにいたしましても、平成7年11月と平成11年6月に、市議会におきまして、爆心地から半径12キロメートルの範囲内にある被爆未指定地域を健康診断特例区域に指定するよう求める決議を可決していただいた経緯もございますので、国の方針が示されたことで、その点を踏まえまして検討していく必要があるものと考えているところでございます。

この12キロメートル以遠の関係住民の問題につきましては、心情的に十分理解できるところでありますが、まずは新しい制度を実施することに全力を尽くさせていただきまして、先般もこの12キロ以遠の関係者からも陳情をいただきました。その後いろいろな問題点を整理させていただいた上で、長崎県あるいは関係町の皆様方とも、これは関連いたしますので、県及び関係町の皆さんと十分に協議を進めながら慎重に私ども対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、被爆未指定地域の関係住民に対する証言調査において、PTSD（心的外傷後ストレス障害）調査を実施した経緯でございますが、ご承知

のとおり、国が「被爆地域の指定は、科学的・合理的な根拠のある場合に限定して行うべきである」という原爆被爆者対策基本問題懇話会、いわゆる基本懇の答申を堅持している中で、被爆地域拡大是正を何とか実現したいということで、新たな視点から科学的・合理的な根拠が考えられないかなどを議会の皆様方を初めいろいろな方々にご意見を伺いました結果、平成11年度に被爆未指定地域の関係住民に対する健康調査と被爆体験の証言調査を実施させていただきまして、証言調査報告書として取りまとめたところであります。

この証言調査を進める中で、被爆未指定地域で被爆された方々の中には、頭から灰をかぶったり、熱線、熱風を体験したことにより放射線による症状がいつ発病するかもしれないという不安からか、当時の様子が鮮明に夢にあらわれ、夜もなかなか寝つかれないなど、今なお心の痛手にさいなまれ続けている実態が明らかになったところであります。

そこで、これらの方々に対し、被爆体験に起因する精神的な影響を調査するために、PTSD調査をあわせて行ったらどうかなどの検討を行い、専門家の先生方に助言を賜りながら、証言調査にあわせて実施したところであります。

このPTSD調査が結果的には厚生労働省の原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会で科学的であることが明らかにされ、これを受けて、これまで四半世紀にわたり取り組んでまいりました被爆地域拡大が実現することになったわけであります。

今回のPTSD調査につきましては、特にだれかの提案というわけではなく、証言調査をより科学的なものにしようという中で、専門家の先生方も一体となって真剣に意見を交わさせていただきまして検討いたしました結果でございますが、これがPTSD調査の発想につながったものと認識をいたしております。

なお、重橋議員さんの方から、私ども市の職員が非常によくやったという評価をいただいております。心から、壇上から私の方からもお礼と、そして職員の方々に激励を申し上げさせていただきたいというふうに思います。

次に、教育行政の中の幼稚園施設の幼保一体型

活用につきましてお答えをいたしたいと思います。

現在、本市には市立保育所が12カ所、民間保育所が54カ所の計66の認可保育所があります。その保育所の入所児童数は、平成13年4月時点では6,011人の児童が入所しておりましたが、一方、保育所待機児童は337人となっております。現在、平成14年2月におきましては、入所児童数では、4月から907人増の6,918人の児童が入所しておりますが、まだ352人の待機児童が地域ごとに点在している状況にあります。また、この352人の方々も、まだ職についておられる方は余りいらっしゃいませんが、職につくために、どうしても子どもさんを預けたいという方々が相当おられるようでございます。

保育所待機児童の解消につきましては、これまでも少子化対策臨時特例交付金の活用によります施設の拡充を初め定員の弾力化により、その解消に努めてきたところであります。しかしながら、女性の社会進出等により保育所入所希望者は増加をしております。その解消がなかなか図られないことから、待機児童解消については重要な課題というふうに私どもも位置づけているところであります。

このために既存保育所の規模の拡大のための施設整備の促進、あるいは定員の弾力的な運用等を行うとともに、幼稚園と保育所の連携による効率的な活用を検討する協議会を立ち上げるなどによりまして保育所の定員増を図り、早急に待機児童解消を行いたいというふうに考えているところでございます。

お尋ねの幼稚園施設の保育所への活用につきましては、それぞれの面積等の施設面あるいは職員数等の基準を満たすならば可能であるというふうに考えているところでございます。しかしながら、幼稚園施設の一部を保育所施設にした場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用を受けることになるわけでありますので、その取り扱いなどにつきましては、国の方と協議する必要が生ずるものと考えます。

また、保育所施設の拡充等の方策とのかかわりも含め、待機児童の偏在する地域における幼稚園施設の状況などの見極め、あるいは同一施設内で実施する場合の幼稚園児と保育所入所児童の交流

のあり方の研究などの必要があると考えております。

幼稚園の場合には、ほとんどが学校法人、また、一部宗教法人がごさいますが、今は、これを保育所を経営する場合は社会福祉法人が大半でございまして、この認可も長崎市の方で持っておりますので、中核市でありますので持っておりますので、そのことも含めながら、この検討協議会におきまして、今後、議論を深めまして、早急に実効のある方策を見出したいというふうに考えているところでございます。

以上、私の本壇よりの答弁とさせていただきます。他の問題につきましては、それぞれ所管の方からお答えいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。＝（降壇）＝
教育長（梁瀬忠男君） 教育行政の1点目、完全学校週5日制に対する対応についてお答えをいたします。

本市では、教育改革の一環として、本年4月から完全学校週5日制が実施されることに伴いまして、施策の総合的かつ効果的な推進を図るために、市長を本部長とする長崎市学校週5日制推進本部を昨年12月に設置いたしまして、学校週5日制推進にかかわる基本方針を策定いたしました。この基本方針に基づきまして、子どもたちが地域で体験的な活動ができるように、長崎らしさや地域の特色を生かした活動メニューを作成したところでございます。

さらに、これまで第2・第4土曜日に実施しておりました学校施設の開放や中学生以下の幼児、児童生徒に対する教育文化施設等の無料化につきましても、長期休業中を除く全土曜日に拡充するとともに、新たに無料化する教育文化施設等の拡大を図ることといたしております。

今後に向けて、市、関係部局が連携を取りながら活動を推進してまいります。

具体的な推進に当たりましては、小学校区ごとに学校週5日制推進会議を開設し、PTAや育成協、子ども会、自治会等、校区のすべての青少年育成にかかわる団体とともに連携を図りながら事業の計画及び活動を進めてまいります。

また、地域社会の教育力の向上や、より一層の体験活動を推進するため、青少年健全育成活動事

業費補助金の増額についても予算の計上をさせていただきます。

次に、各公立公民館で土曜日に小中学生を対象としたものづくりやボランティア活動、自然体験活動など、直接体験活動を目的とした青少年生き生き講座の講座を増設するとともに、新年度からは、新たに青年の家や科学館などの社会教育施設にも同講座を開設することとしております。

また、地域における子どもの体験活動の情報提供手段として開設しております子どもセンターを継続してまいります。これは学校休業日などに開催される体験活動や子育て支援に関する情報等を社会教育施設、育成協などから収集し、情報紙「アニメートプログラム」に掲載して、年3回発行いたしております。この情報紙を保護者や子どもたちが漏れなく手に入れられるようにするため、郵便局や銀行などに置いたり、直接、小中学生の保護者や幼稚園や保育所などにも配布したりしております。

さらに、子ども会活動の充実を図るために、子ども会相互の交流を推進する子ども会交流推進事業を行ってまいります。

今後とも、学校週5日制の趣旨を生かすよう、学校と家庭や地域との連携を一層強化し、青少年の健全育成に努めてまいります。

以上でございます。

水産農林部長（井上 功君） 3の環境行政について、(1) 農業集落排水事業についてお答えいたします。

農業集落排水事業につきましては、平成8年度に16カ所の地区を長崎県下水道整備構想に位置付けておりましたが、水源上流の水質保全や合併処理浄化槽での対応が有利な地区などがあり、平成12年度に下水道整備構想の変更を行い、16カ所のうち6カ所だけを農業集落排水事業の構想地区としております。このうち、太田尾地区はモデル事業として実施し、平成13年度から供用開始しております。その他の5地区、潮見地区、飯香浦地区、宮摺地区、大崎地区、千々地区につきましては、長崎県下水道整備構想策定の関係もあり、現在、すぐに農業集落排水事業地区の変更は困難であります。生活環境の改善や自然環境の配慮などから、環境部との合意により合併処理浄化槽を設置

できる体制を整え、国庫補助事業や市単独補助事業の対象事業として、環境部においてその普及を図っているところでございます。

以上でございます。

環境部長（高橋文雄君） 環境行政についてお答えいたします。

まず、合併処理浄化槽の整備促進についてでございますが、下水道の整備計画がない地域、また、農業集落排水事業の構想地区であっても、将来も生活雑排水が河川等に未処理のまま流され、水質汚濁の原因とならないよう、環境保全上の対策のため、し尿と生活雑排水をあわせて処理する合併処理浄化槽の設置普及を促進する必要がございます。

そこで、本市におきましては、合併処理浄化槽の普及を強力に推進するために、平成13年度から既存の国庫補助制度に加えまして、本市独自の補助制度及び無利子の融資制度を創設したところでございます。

また、この制度の活用を促すため、補助対象地域におきます住民説明会を開催するなど、合併処理浄化槽の普及促進に努めておるところでございます。

議員ご指摘の面的な整備についてでございますが、住民説明におきまして、浄化槽設置の要望が強く出された中から、放流先に支障のないところ、設置要望数が多いところ、地区の世帯数に対して要望率が高いところなどの地区を当面の重点整備地区と位置づけまして優先的に整備してまいりたいと考えているところでございます。

ただし、重点地区以外におきましても、新築などの特別な事情がある場合や対象地区内で5件程度まとまったところにつきましては優先的に整備する必要があると考えておるところでございます。

次に、浄化槽の維持管理の重要性についてでございますが、浄化槽の機能を十分に発揮するためには、保守点検や清掃など維持管理が大変重要であることは十分認識しておるところでございます。浄化槽の設置者につきましては、法の規定によりまして、年3回以上の保守点検や年1回以上の清掃及び法定検査を行うことが義務づけられておりまして、また、本市独自の立入検査によりまして、浄化槽の各機種ごとに抜き打ちの水質検査

等を実施し、監視指導を行っておるところでございます。

法定の清掃及び検査につきましては、法に基づいてその結果を本市に報告することとなっております。管理台帳との照合によりまして、未清掃の浄化槽に対する指導や検査をしていないところ、故障等の不適正なものにつきましては、検査の実施と指摘事項の改善を図るよう指導をしておるところでございます。

また、保守点検につきましては、法に基づきまして、保守点検業者に点検報告を求めることができることとなっておりますので、今後、保守点検業者に点検報告を行う旨の説明を行い、保守点検記録票の写し等による報告書の提出を定期的に求めるなど、さらに指導体制を強化していきたいと考えておるところでございます。

次に、事業系一般廃棄物の処理過程におきますマニフェスト制度の導入についてお答えをいたします。

ご承知のとおり、廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されておりまして、産業廃棄物の処理につきましては、事業者みずから処理しなければならないこととなっておりますが、排出事業者が自己処理するか、産業廃棄物処理業者に委託して処理することとなっております。

排出事業者が産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合、廃棄物処理法第12条の3の規定によりまして、処理業者に産業廃棄物管理票、いわゆるマニフェストの交付が義務づけられておるところでございます。この制度で、排出事業者は、処理終了後に処理業者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることによりまして、委託内容どおりに廃棄物が適正に処理されたかどうかを確認することができる仕組みとなっております。

また、事業系一般廃棄物の処理につきましても、原則としては事業者がみずから処理することとなっております。自己処理するか、処理業者へ委託する場合には、一般廃棄物搬入券を市が発行いたしまして、車両の最大積載量に応じました手数料を徴収しておるところでございます。搬入券には排出事業者の住所、氏名あるいは事業者名を記載するようになっておりますし、処理業者には毎月、

一般廃棄物収集運搬業務実績報告書の提出を義務づけておりますので、市は、これらの書類によりまして、処理に関する確認ができるシステムとなっております。しかし、これらの処理方法も事業系一般廃棄物の適正処理に関しましては十分とは言いがたいものがございます。

まず、一部の不適正な処理業者が他市町のごみを持ち込んでいる場合がございます。また、一般廃棄物以外の廃棄物が中間処理施設や最終処分場に持ち込まれる場合もございます。

本市といたしましても、これらの対応策といたしまして、東・西両工場、三京クリーンランドの埋立処分場におきまして、持ち込まれたごみを広げ、不適正なごみがないかどうかを検査する、いわゆる展開検査というものを実施しているところでございます。この展開検査につきましては、効果は相当上がっておりますが、多大な時間と検査員の動員が必要となるため、より効率的な手法により目的を達成しなければならないと考えておるところでございます。

そこで、重橋議員ご指摘の事業系一般廃棄物の処理過程におきますマニフェスト制度の導入も有効な手段であると考えられますので、今後、他都市の事例も調査し、十分内容を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

建設管理部長（松藤俊光君） 重橋議員の4番目、指名競争入札制度の見直しについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、公共工事に対する信頼性の確保や建設業界の健全な発展のため、昨年4月に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行され、本市といたしましても、同法の基本原則である透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除を目指して取り組みを行ってきたところでございます。その一つとして、同法の適正化指針に示すIT化の推進のため、本市発注の建設工事におきまして、平成16年度以降に電子入札の一部導入を予定しているところでございます。

その準備段階といたしまして、平成13年度にインターネットを利用した入札にかわるものとして、郵便による入札を指名競争入札において試験的に

一部実施しているところでございます。この郵便入札は、入札に参加する企業の負担軽減やインターネットに接続していない中小企業の支援につながるとともに、発注者としては、事務の効率化や競争性の確保が図られるものと考えております。また、この郵便入札におきましては、指名業者の事前公表は行っておらず、結果として、入札参加業者が集まる機会がないことから、不正が起こりにくい入札制度として、一定、役割を果たすものと期待いたしております。

これまで試行した郵便入札につきましては、関係業界への制度説明会の開催などによりまして周知を図ったことから、事務の執行につきましては、一部不慣れな面はございましたが、円滑になされたものと考えております。

次に、最低制限価格の設定方法につきましては、本市独自のものでございまして、従来から契約規則に基づき、予定価格に一定の最低制限価格率を乗じて算定していたものでございますが、今回、入札・契約制度のより一層の透明性を図る意味から、率の設定方法について過去の実績等を参考にしながら検討を行ったものでございます。

具体的には、その対象を土木関係と建築関係に区別をいたしまして、それぞれ一定の幅を持たせることとし、土木にあっては予定価格の75%から79.99%、建築にあっては80%から84.99%の範囲で試験的に最低制限価格率を抽選で決定するようにいたしております。

この場合においては、入札参加業者の中からあらかじめ立会人を選定し、抽選していただくようにしてございまして、当然のことながら、最低制限価格の決定を立会人確認のもとに行い、知らしめることから、この案件に限っては、同金額の公表及び同金額を下回ったものにつきましても事後の公表を行っております。この点が、これまでの非公表から事後公表ということで従前とは異なるところでございます。

次に、検証結果でございますが、郵便入札制度につきましては、まだサンプル数が少ないため、もう少しばかり検証する必要があると考えてございまして、新年度も引き続き継続してまいりたいと考えております。

また、最低制限価格のあり方につきましては、

新年度においても引き続き検証してまいりたいとありますが、議員から新たなご意見をいただきました、例えば一つの例として、最低制限価格率の引き上げなども考えられますが、現下の厳しい受注競争の中にあつて、業者の健全な発展と適正な施工を図るため検討すべきものは検討してまいりたいと考えております。

このような中、議員ご指摘の新年度に向けての取り組みについてでございますが、現行指名競争入札で行っております7,000万円以上1億5,000万円未満の建設工事につきまして、第1指名委員会の議決を経たものを制限付き一般競争入札として郵便入札でも試験的に実施することと考えております。

いずれにいたしましても、今後、本市といたしましては、これらの業務を試験的に実施しながら、より透明性、公平性及び競争性の確保に配慮した入札契約制度の改善、確立に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

土木建築部長（向井正人君） 斜面市街地での生活道路の整備促進についてお答えいたします。

長崎特有の斜面市街地では、近年の高齢化、障害者の福祉等、地域住民の生活の多様化で、居住環境の改善が求められております。

そうした中で、市道及び里道等地区の主要生活道路において、側溝の整備や階段のスロープ化、手すりの設置等の要望が多数寄せられており、これらの要望に応える形で斜面市街地の整備を推進する必要があると考えております。

そこで、平成14年度予算におきましては、従来の事業を整理統合した生活道路環境改善費の中で、斜面市街地分として3,700万円を上乗せして計上いたしております。この事業によりまして、市民生活における利便性の向上や安全性の確保など、生活環境の改善を積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

都市計画部長（松本紘明君） 用途地域の見直しについてでございますが、用途地域は、良好な市街地環境の形成や都市における住居系、商業系、工業系などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建

ぺい率、高さなどを規制・誘導する制度でございます。

本市におきましては、おおむね5年ごとに実施している建物や土地利用に関する都市計画基礎調査等を踏まえ、用途地域の見直しを行っているところであり、昭和47年の用途地域の指定以来、これまで17回の変更を行っております。

現行の用途の不均衡、それから矛盾についての見直しについてのご質問でございますが、私どもといたしましては、特に、低層住居専用地域についての容積率等については見直しの必要があるのではないかと考えております。低層住居専用地域につきましては、第1種低層住居専用地域と第2種低層住居専用地域がございまして、どちらも低層住宅に係る良好な居住環境を確保するために定めることとなっております。

そこで、本市におきましては、基本的には建ぺい率50%、容積率80%という考え方をいたしております。特に第1種低層住居専用地域につきましては、平成8年の見直しで、それまで容積率60%の地域につきましても80%に緩和し、また、第2種低層住居専用地域につきましては、平成12年の見直しで、既成市街地の区域において建ぺい率50%を60%、容積率80%を100%へとそれぞれ緩和するなど、多様な居住形態への対応や土地利用の増進を図ってきたところであります。

このような低層住居専用地域が指定された区域は、開発行為等により造成された市街地、旧来からの市街地に大きく分類されるわけでございますが、特に開発行為等により造成された市街地につきましては、ある程度の敷地規模を有しているものの、旧来からの市街地につきましては、個々の敷地規模が狭小であると考えられることから、一定の居住水準を満足するには課題がございます。また、これらの市街地の多くは中心部やその周辺部に点在しておりまして、本来、利便性の高い地区でもあるわけでございます。

このような地区においては、より高度な土地利用を図るべきであり、その一つの手法として、建ぺい率や容積率の緩和は有効な手法であると考えております。

したがいまして、今後、道路等の都市施設の整備状況を勘案しながら、より詳細に地区の特性の

把握を行い、また、隣接市町との調整を図りながら、低層住居専用地域における建ぺい率、容積率の緩和について、次回の全市的な見直しの中の大きなテーマの一つとして検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

41番（重橋照久君） それぞれにご答弁をいただいたわけでございますけれども、再度、自席から質問をさせていただきたいと思いますが、時間の都合もありますので、端的にお答えをいただければと思います。

最初の町村合併についてでございますけれども、私ども2回出席をさせていただいておる中で、その後に各町の議員さん等とお話をいたしますときに、基本的にまだそれぞれの個人的には思いはあるけれども、ほとんどその行き筋というのは決定をしていないんですよ。ただし、あの任意合併協議会の中であって、やはりその中心的核になるのは長崎市でございますから、長崎市から、いわゆる大都市広域圏というような考え方をもし言っていただくとするならば、私どもは、また町民は、意外とそれに賛同してくれるのではなからうかなというふうに言っておりましたですね。

私は、南部5町、島があり、また、豊かな自然がある。そして、北部については、非常に優れた住宅地域、そしてまた、その先には大村湾という内海がある。いろんな意味で、都市圏というものを構成する上で理想的な形というものができのではないかなというふうに思うんですが、非常に今、現時点で微妙な段階でございますので、市長としては立ち入った中の言及というのは難しいのではなからうかなと思いますけれども、政治家というのは、事務屋と違まして、やはり大きな夢というか、そういうものを市民、町民に訴えながら、そして、先ほど市長が言われましたような20年先、30年先の発展のために寄与する、その基本というものを、この一番大事な段階で表現をしていかれる。そして、町を引っ張っていくと、そのくらいのことがなされていいんじゃないかなというふうに思うんです。

そして、もしそれを拒否するというのであれば、それぞれにまた中部合併協であるとか、そういったのが任意合併協があるわけでございますから、

法定合併協に切り替わっていくじゃないですか。

ですから、私は思い切って、そういう発言、表現というものをさせていただければ、これが一段と加速されていくのではないかと。3年の時限立法でございますから、そこをクリアできるのではなからうかと、時間的なものをクリアできるのではなからうかと思いますが、非常に重大な問題ではございますので、担当部署としては大変申しわけございませんけれども、まず、市長のご見解を伺いたしたいと思います。

市長（伊藤一長君） 重橋議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

今、重橋議員さんが議席で熱っぽく話をされましたお考え方と、基本的には私も全く同じでございます。

議員さんによっては、また、伊藤市長がこんなことを同じようなことを言っているというふうに言われるかもしれませんが、私も実は微妙な表現を、言っている本人が言うから間違いないんですけれども、微妙な表現を実はしております。10月18日からの表現、あれを今はホームページで全部出していますし、この合併というのは、当然、これは情報公開をすべきでありますので、どんどん情報公開をなさないと私は事務方にも言っていますし、長崎市の情報はすべて開示されていると思います。すべきでありますし、開示していると思います。

そういうことでありまして、ですから、大事なことは、1市10町にいたしましても、1市11町にいたしましても、生活圏はほとんど、ある意味では、各町の方々もおっしゃいますけれども、もう皆さん一緒ですもんねと、お互いに交流をして、行き来をして、俗な言葉でいいましたら、お嫁さんの、自分の娘とか息子とかがどうだこうだということも含めて長い歴史がありますもんねということも、まさに私はその底流にあるのではなからうかなというふうに思います。

やはり大事だなと思いますのは、私も何回も申し上げておりますけれども、今、広域圏でさせていただいております、また、仲良く運営をさせてもらっています1市10町の中で、消防とか救急の業務あるいは火葬場の業務、長崎の場合は、私も第1回目のときに申し上げましたけれども、水の

問題で外海町とか大瀬戸町さんにもお世話になっているわけです。あるいは大村市にもお世話になっている。

こういうふうなことで今、広域圏でやっていますが、事（こと）の成り行きによっては、これは白紙に戻して、それぞれの組み合わせの自治体でもう一度仕切り直しをしなければならないんですよということまで申し上げております。職員とか議員さん方の身分の問題にしてもそうですし、情報開示で財政力の問題も当然申し上げておりますし、今日の私のあれでは、もうかなりのデータとか、申し上げることは、私は申し上げているのではなからうかなと、ただ、それをそれぞれの町民の方々、住民の方々、町の関係者の方々がどういうふうな受けとめて、どういうふうに住民の方々と対話をされているのかなということではないのか。

例えば、ごみ袋の指定・有料化にしましても、これはある意味では、本当に議会の皆様方、また、私自身もそうですけれども、ある意味では苦渋の選択だったかもしれない。しかし、やはりごみの焼却炉とか、ごみの最終処分場の延命化とか、あるいは新たな財源を生み出すとか、そういうことを考えたときには、やはり市民の方々にもぜひ協力していただませんかという形で、ごみの減量化、リサイクル化ということも含めながら、そういう形で2月から踏み切った。しかし、これも長い目で見たら、やはり広域になったときのことを入れたときには、長崎に今まで以上にごみが来るかもしれないわけですから、そういうことを視野に入れたときには、そういう処分場の延命化とか、施設を大事に使うとかというのは、これは当然の延長線上にありますので、そういうことをしながら、私は、合併してよかったな、一緒になったよかったなと、今までよりももっとわかりやすく、住民のみんなが考えていることを行政が酌み取るような、そういうふうな充実したまちづくりに参加できるんだというふうな機運を出していくのが、私は、この合併問題の一番根幹ではなからうかなと思いますので、気持ちは重橋議員さんがおっしゃると全く同じでございますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

41番（重橋照久君） あうんの中に受けとめなさいというような市長の、そういう表現ではなから

うかと思えますけれども、先ほど北九州市の100万都市の成果というものを例にとって言われました。1市10カ町もしくは11カ町集まれば、そういったレベルに達するわけでございます。ですから、私は、今の市長のお話を仄聞しておいて、なるほどなど、やはり将来はそういうところまで考えておられるのかなというふうな受けとめをいたしました。

ですから、次回もしくは次の回、その次の回、そういった中では、やはり思い切って町長さんや町議さん方に、そういったご説明をし、思いを訴えていただくような、そして、法定合併協議会に即入っていけるというような、そういう土壌づくりというものをさせていただければ幸いかと存じます。

次に、被爆地域の拡大でございますけれども、PTSDの発想、そういったことにつきましては、どなたかが言い出さねばいかんことでございますから、しかしながら、行政というのは一体化したものですから、本当にPTSDといういいところをつかんでいただいて、そして、よくぞここまで立ち上げていただいて、俎上に乗せていただいて、そして、ここまで引っ張られるその原動力になったなど、本当にありがたいことだなど、これで長崎市の何千人かの方が、ある意味では救われるわけですから、やはりこういったことが行政の大きな力になっていくのではないかと。

そういったことでいろんなアイデア、または発想というものを今から理事者の、特に上級幹部の皆さんは吸い上げていって市政に反映をしていただくような、そういったことをぜひ期待したいと思っておるわけでございます。

そして過日、陳情がありました12キロ以遠の住民に対しての件でございますけれども、たしか本島前市長は、これは何とか手を打たんといかんのじゃないかなといったような、そういう記憶があるような感じがするんです。比較したらいかんですけれども。しかしながら、あと500人ぐらい、たしか人数がふえるんじゃないでしょうか。あとの地域でね、そういう対象者がいる。そして、そのうちの対象になられるのは、診断結果、問診等も得た中で250人おられるんでしょうか、そうそう大した数字ではないと思うわけです。被爆者と

というのは、私も被爆者ですが、きょうで私は59歳になるんですよ。実は、私どもが一番最後の被爆者なんですね。そしたら、私どもですらオジンと言われるわけですから、先はどんどん少なくなるんですよ。激減していくんです。ですから、そういった方々に手を差し伸べるといふ行政の思いというものを、市長の思いというものを反映させた行政というものをさせていただかねばならんのではなからうかと、そういうふう思うんですよ。

市長、考えをまとめていただいて、よければ、年間に3,000人、4,000人と亡くなっていかれる状態でございますから、最後ぐらいは面倒を見てやってくださいよ。そういうふうには期待をしているわけでございます。

引き続きで質問をしたいと思いますが、次に、完全学校週5日制の問題でございますが、これは教育長自身が本当に現場において、例えば地域に戻す、家庭に戻すといった中で、いわゆる教育委員会で指針を出して、こういうふうにやりたいという方針を出す、地域でいろんな相談事をする、それが本当に実現すると思っておられるんでしょうかね。

9年前に膨大な資料を出して、そして私どもに示された。ここまでやったら、よほどに行き届いた措置ができるんだと思っておったけれども、子どもたちは、せっかくの休みは寝ておったり、家庭で遊んだり、ファミコンしたりとか、また、塾に行ったり、クラブ活動をしたり、そういったことでほとんど1日を過ごすんですよ。そしてまた、地元で何とか見てくださいといっても、地元で本当に引っ張っていったというような、そういう壮年クラスの元気な人は、自分がいろんなスポーツ団体に入っておったりとか、いろんな趣味の世界におったりとかして時間がないんですよ。

私の自宅のすぐそばにグラウンドがありますけれども、クラブのソフトチームがやっていますよ。ほかに子どもはですね、ほとんど昼間はおりませんね。幾ら季節がいい時期であっても、それを具体的にあせい、こうしてくれると、それは机上でやることは幾らでもできると思うんだけど、施設開放は幾らでもできるんだろうけれども、本当に子どもたちがそれに応えてくれるのかなと。公民館などはいろんな行事を組むんです。学校に

も連絡するんです。「来てください」という案内もする。でも来ないんですよ。

だから、本当に現実を知っていただいているのかなと。私は、確かに週5日制というのは意味はあると思いますよ。しかしながら、もっと角度を変えた、その現場の姿というものを、地域の姿というものをもう一回見ていただきたいというふうに思います。

そこいらでの見解を後ほど、またお伺いをしたいと思っております。

それと、いろんな行事をするにしろ、予算措置が要りますからね。準備をする、予算措置をする、広報をする。そういうのはどうするんですか。

ひとつ、後ほど答弁をください。

それと、幼保一体型の問題でございますが、保育所が今、確かに辺境な場所にある保育所というのは非常に厳しいんです。そしてまた、非常に地域的に優位なところにある保育所というのは、もういっぱいでございますね。先ほど申されたように、350人の待機児童がいる。

ある保育所の施設に関係をしている方に聞きましたが、その方の保育所というのは、非常に場所が悪い。車もその敷地の中に入っていない。バスを買ったそうではありますが、バスがずっと遠いところまで行って集めて回って、そして階段の下まで来て、バスが到着するころは車のところに保育士の方々が職員さんも一緒に迎えに来て、小さな子どもたちを抱えたりして、長い階段を上がって行って、そして帰りもまたそれを繰り返す。それほどの努力をして、やっと維持しているところもあるわけですね。

でも、長崎市内の中ではキャパは同じですから、何とか保育所同士の連携というものを取ってほしいなと思うけれども、何さま、そうそう都合はよくはない。それとあわせて、今からすぐ保育園をつくるよと言っても、これまた大変なことだと、許認可の問題がありますからね。

そこで、幼稚園はずっと入園希望者が今は減ってきているわけですね。朝遅く出かけて行って、昼の2時には帰ってきますから、それなりの教育指針というものを持って内容も豊かなんだろうけれども、働く人たち、パートでお母さんたちは8割が働いていますから、やはりそういう中であっ

て、即施設整備ができて、それはもちろん施設整備は、その幼稚園経営者がやると言っているんですよ、ハードな部分は。整備はやると。何百万、何千万かかって、その施設整備はきちっとやりますよと。そういう中で、行政にあって、私どもが申請をしようとする、何となく難しい、そういう反応がくる。何年か前には、厚生省とか文部省からの共同での通達がきているんですがねと、そこいらを生かしていただけないかという話を聞いておりますから、そこいらをご理解いただいて便宜を図っていただければというふうに思うわけでありませう。

それと、合併処理浄化槽でございますけれども、合併処理浄化槽は、今、市街化調整区域の中にある、特に農業集落排水等に指定をしておいたところ、そこいらに希望者を募っておられる、説明もされる。いろんな形での働きかけを市の人やっておられて大変なことだろうと思うんだけど、しかしながら、今から4月に受け付けをされるけれども、いわゆる工事、その受け付け申請の代行をしているのは設備屋さんだろうと思うんですね。そうすると、設備屋さんは、これは言うては悪いけれども、いろんな機種メーカーさんとのつながりがある。そして、自分たちがたくさん注文を取れば、叩いて叩いてその機械を購入する。しかしながら、それをトータルで考えると、5人槽で80万8,000円かな、市は予定をしておりますけれども、その中で処理さえすればいけるんだということになれば、叩いて叩いてやる。そうすると、あとのメンテその他が非常におぼつかなくなるんではないかなという危惧があるんですね。

ですから、そういうチェック機構というのは、本当に今の体制でできるのかなというふうに思っております。これは危惧にすぎれば、これはいいことでございますけれども、そういう心配もしているわけでございます。

それと、設置して、いわゆる供用を開始した。そうすると、BOD20以下というのは維持せんといかんわけですね。ところが、設置した施設というのは、自分のものだから、個人のものだから、法定検査はともかく、清掃などもともかく、もういいじゃないかという気持ちになるらしいんですね。衛生公社に確認をしましたら、私のところでは

市内95%ぐらいしておりますけれども、3割近くは検査を、保守点検をしに行きたいと、ぜひやっってください、契約しているじゃないですかと言っても、金がかかるけんやめたという人がおるんだそうです。そうすると、生の分が放流されるわけですね。時間によっては、そうしたら、いわゆる公的な形の中で助成をしたのが、環境整備のためにやるわけですよ、かえってくみ取りの方がよかったですよというようなことになるんじゃないですか。

ですから、そういうことも気をつけていかんといかんのだけれども、私は今、そういう体制を整えられるのは、市の衛生公社しかないと思うんですよ。衛生公社は、私どもは一般会計から持ち出しをした大変な状況にある。その救済も兼ねたら衛生公社はスタッフもそろっているし人数もそろっている。時間も余計ある人がたくさんおる。そういう人を活用して衛生公社にやって、そして、そういう保守管理業務を100%やっていただくというようなシステムづくりというものをさせていただけないのかなと思うんですが、部長、どうでしょうか。いろんな問題がありますけれども、省略しておきたいと思えます。

そして、マニフェストの問題でございますが、せんだって三京クリーンランドに行きました。あそこに行ってみましたけれども、資料をいただいた。平成10年度から11年度ですね、その間に展開検査等をやり始めたら、チェックをやり始めたら、10年は8万8,000トンの持ち込みが、平成11年度には3万3,000トンに減っているんですよ。5万トン減っているわけです。1つの施設で。これは、それまでの数年間にわたって、一体、何をしてあったのか。どっと持ってきて、一廃も産廃もすべて持ってきて、あそこに放り込んでおるわけですね。そして、それに気づいて役所の方がチェックを始めたら、8万8,000トンが3万3,000トンになるわけですから、これは大変なことですよ。

一つの例を述べましたが、今、時津の焼却場はパニック状態になっている。ついせんだってから東工場をチェックをするようになった。そしたら同時に、時津の焼却場が年間1,000トンぐらい持ち込み量がふえているわけですね。そういう状況なんです。

ですから、事業所ごみ等についてもきちっとし

た形で、事業所の排出責任者が排出責任を持ってマニフェストを書いて、そして中間でいるんなものを混ぜられたりとか、そういうことをしないような形の中で最終処理場に持って行くというようなシステムづくりというものをしないといかんのじゃないかなというふうに思います。そういったことに対するお考えはいかがでしょうか。

時間が余りありませんので、急いでいきたいと思いますが、次に、指名競争入札でございます。

今度、くじ引き制度を取った。5%以内で建築、土木やるわけですね。確かに今の現状、これが一番公平なのかもしれない。私自身は、ITのインターネット入札というのが、16年から試行しようとしておられますが、これが本当に一番いいと思うんですけども。そして、相手の対象企業はすべてISOの認証をしたような会社としながらやっていたら、これが一番理想的だと思うんですけども、そうそうもいかなのか。しかし、早くIT入札をやっていたら、切り替えていただければ。先ほど言ったように、市の職員さん、その担当の職員さん方は、いろんな業者からの働きかけとか何とかですね、それはきちんとした整理をしていただいておりますけれども、それに対応するのは大変だと思うんですよ。そこでいろんな問題が起こるわけですね。

例えば、私どもの立場もそうです。悩ましい問題ですね。ですから、これを一切、私どもは断ち切ってしまうという意味で、そこら辺の整備をしなければいけないと思うんです。ぜひ、そういったことでやっていただきたいと思います。

あと、私がどうも気がかりなことがあるんですけども、昨年12月の議会の文教経済委員会の中でありましたが、2億数千万の入札価格だったんですが、それで3社、3社が2億六千幾らの、最後に100円がついて、3社が横並びで同札を入れた。私はね、長崎市の予定額、予算額を組むときには、それは国からの三者協定価格、こういうものをベースにしたりとか、これはしかし、1割か2割の分じゃないですかね。あと7割、8割は長崎市の職員が独自に積算表をつくって、もしくはその時価相場でもって積算をして数字を出すんでしょう。そうすると、業者さんもなかなかこの積算というのは難しいんだと思いますよ。それが3社、2億

6,000万円、チェック項目は何千とあるはずですよ。それが100円までびたっとくるわけですから、こんなことがあり得るわけじゃないんですか。偶然なんてありません。天文学的な確率ですよ。絶対ないと思う。私は、これはちょっとなかなかです、もうこれ以上は言いませんけれどもね。

一昨年は、そういう同札が11件、そして去年は19件あっておる。よくそういう、これは業者がだれかに積算をさせて、「そんなら三者連合でいこうやと、そして、大概近かはずやっけん、正確やっけん、それでだれかが落とそうや。三者で頑張ってみようや」というような談合でもせんことには、そういった数字は出ませんよ。私は、今後こういったことがないよう、そして、担当部長のそこいらに対する意見をというものを聞きたいなと思うし、そういったことが可能かどうか、あり得るのかどうか。あり得たことだけれども、今後はないと思いますけれどもね。ひとつそこいら難しいことだろうとは思いますが、その偶然というのがしょっちゅうあるのかどうか。今後もある可能性があるのか、答えていただきたいなと思います。なかなか難しいでしょうけれども、お答えください。

あと、低層住居地域の建ぺい率、容積率のアップですが、もう既に30年以上、この制度は線引き確定をしてからたったわけですが、もうそろそろ建築ラッシュが終わって30年、40年たった中で建て替えをすると、今になって往生しているわけですよ。それぞれの人がね。

ですから、これは先ほど部長答弁をいただきましたけれども、ぜひ大急ぎでやっていただきたい。時間がありませんから、これは強い要望と、市民がそれだけ熱いまなざしで、何とか変えてくれんかと、20%でもいいですよと、50坪の土地で20%といたら、10坪ふえるんですから、畳20枚分ふえるわけですから、3世代住宅でも何でもできるわけですよ。そういうことを考えていただいて、前向きにやっていただくように、そういうふうに要望しておきたいと思います。

たくさん申し述べましたが、端的にそれぞれの担当の方から答弁をいただきたいと思います。
教育長（梁瀬忠男君） 再質問にお答えをいたします。

学校週5日制を迎えるに当たっての地域の教育

力、こういった点で実態との関係のお尋ねであったと思います。

確かに、議員さんご指摘をいただきましたように、私どももこれまで4年、7年と、それぞれ週休が拡大されていって、いよいよ14年ではありますが、その中の実態という意味で、いろんな公的施設の無料開放だとか、公民館、それから地域での活動、こういったことが対応としてあります。そして対応もしてきましたが、確かに、そこに参画する子どもたちの数という意味では、いま一つどうかという部分のご指摘は、私どもも認識はいたしております。

ただ、地域の教育力というときには、自治会とか子ども会、それぞれ文化団体、スポーツ団体、いろんな形であると思いますが、特に青少年育成協議会につきましては、これまでも30数年の歴史の中で、やはり地域の教育力という意味では随分ご活動をいただき、私どもとしても大変感謝しているところでございますが、その活動事例等を見ますと、平成4年度は618件の活動事例、それから平成7年度には678件、それが年々活動の件数としては膨らんでおりまして、平成12年度では2,215件というふうに、かなりの活動事例の膨らみはあると思います。

しかし、ときどき耳にいたしますのは、活動の中身においてそれなりの差があるんじゃないとか、こういったご指摘もいただきますが、そういったことを踏まえる中ではございますけれども、やはり週5日制が始まります。そうしますと、学校休業日というのは、家庭と地域の教育力に基本的にはお願いするという形になりますが、その中で、地域だけ、家庭だけということではありませんので、私どもといたしましても、先ほど来ずっと申し上げております推進本部を立ち上げ、そして各学校には推進会議を立ち上げて、より今までの活動が充実していくようにということで対応をしたい。そういった中での予算の増額措置についても一応お願いをしておりますので、そこら辺でいろいろ今回の趣旨を十分家庭の方、地域の方にもご理解をいただくためのパンフレットの作成だとか、あらゆる場でそういったことを啓発しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

福祉保健部長（高谷洋一君） 幼保一体型の活用の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、幼稚園児の急激な減少がございまして、幼稚園の方々がご苦勞をなさっていることも承知しております。

一方、保育所待機児童がなかなか解消できないという問題もございます。私どもも幼稚園の活用が何かできないかと考えているところでございますので、先ほど市長が申しましたとおり、平成14年度に保育所、幼稚園の連携を図る検討協議会を立ち上げまして課題の整理を早急にやりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

環境部長（高橋文雄君） 重橋議員の再質問、事業系一般廃棄物のマニフェスト導入についてお答えいたします。

事業系一般廃棄物につきましても、基本的には事業者みずからが処理することとなっておりますが、本市ではこの2月から、事業系一般廃棄物につきましても、1袋100円の事業系袋ということで、これを購入していただきまして、ステーションに排出することも可能としているところでございます。

ですから、現行では、このステーション方式の分と、それから専門の収集運搬業者に処理を委託しているケースがございます。

したがいまして、このマニフェストの導入につきましては、専門収集運搬業者を活用してやっている事業所については有効に働くというふうに思っておりますので、先進都市の事例等を参考にして研究してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

建設管理部長（松藤俊光君） 再質問にお答えいたします。

企業の積算努力により偶然に同じ金額になったものと考えております。失格業者もございましたことから、談合はなかったものと考えております。

以上でございます。

41番（重橋照久君） ただいまの建設管理部長、確かにわかります。そういう答弁しかできんでしょう。だけれども、こういうことを私どもが指摘を、私どもは中身はよくわからんけれども、疎い私みたいな者が疑問を持って質問をするわけですから、

なぜ質問をするのかなというように考えていただいて、先ほどからご答弁をいただいている新施策につきまして、これは部長が考えられて、部長が今から実現をしていこうと、実行していこうとおられるわけですから、そして今後、透明性、公正性というものを胸に秘められて、その職務に専念をしていただいて、そして政官業癒着などという、そういう巷間、うわさ等が立たないような行政運営というものをさせていただくことを期待したいと思います。

ほかにもいろいろとお伺いをしたいと思いますですが、それぞれに答弁をいただきましたから、また、委員会等で機会を改めて質問をしたいと思いますので、関連質問をしたいと思いますという同僚議員がおられますので、私の質問はこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

〔「関連」と言う者あり〕

議長（鳥居直記君） 15番板坂博之議員。

15番（板坂博之君） ただいま昨年4月に適正化法が施行されたことに伴い、理事者より公共事業の適正化に向けた取り組みについて種々答弁がありました。ここで指名競争入札制度の見直しについて関連質問を行います。

専門工事における業者選定についてお尋ねをいたします。

現在、長崎市では、建設業法28工種のうち6工種についてはランク付けを行っておりますが、他の22工種、いわゆる専門工種についてはランク付けを行っていないのが現状であります。

公共工事の発注では、建設業法により建設工事の種類ごとに経営事項審査を受け、有資格業者として市に申請登録した後に、登録工種ごとにそれぞれの工事の指名が受注機会の均等配分という名のもとに行われていると思います。

例えば、工種登録について、1級土木施工管理技士の場合、1人で土木一式工事など8工種の登録が可能であります。2級土木施工管理技士の場合、7工種の登録。1級建築施工管理技士では、建築工事など16工種の登録。2級建築施工管理技士、これは仕上げの部分でございますが、それでは12工種の登録が可能であると聞き及んでおりますが、果たして1人でこれだけ多くの工種の管理

業務が現にできるのか、疑問に感じております。

しかしながら、現在のシステムでは、これらの工種については受注できるものであり、1人の人間が数多くの工種、それにかかる建築工事を同時期にこなすことは無理があると思っております。現場管理は、どういうふうにされるのか。施工能力は確保されるのか。工事の品質低下等を招かないのか。施工体制をどのように確認しているのか。これらの問題を建設管理部長を初め事業担当部長、どのようにお考えでありましょうか。

また、公共工事の適正化が叫ばれる今日、土木、建築あるいはとび・土工等とは異なり、特に造園、舗装など専門性の高い工事については、その特殊性を勘案し、当該工事に求められる専門技術力、マネジメント力、経営力、社会性、いわゆる施工技術、安全体制、経営規模、経営内容、災害発生対処など総合的に検討し、その企業の専門性を見極め発注していく必要があるのではないかと思います。

そのためには、有資格業者申請受付段階でも、登録工種には、その企業の規模、専門性を重視し、もっと絞り込みを行うべきであると考えます。例えば技術者が10人いる企業と1人しかいない企業がそのような面で同じというのは、私は不公平だと思っております。

また、さきに述べたとおり、有資格の技術者1人が複数の工種に従事されることを考えると、複数の工事を施工する場合など、果たして現場管理が十分に行われているのか、甚だ疑問に思っています。

については、これら専門工事について、例えば専門技術者数などを考慮し、発注していく考えはないのか。

公共工事の入札・契約事務等を総括する建設管理部長の明快な答弁を求めます。

建設管理部長（松藤俊光君） 板坂議員の関連質問にお答えいたします。

公共工事における入札及び契約は、その目的物である社会資本等の整備を的確に行うことができる施工能力を有する受注者を確実に選定するために行う必要がございます。その目的を達成するためにも、不正な行為を排除し、公正な競争が行われるよう適切な入札及び契約の方法が選択されね

ばならないと考えております。

本市の建設工事の入札参加資格申請におきましては、他都市も同様でございますが、審査の客観性、公平性及び公正性などを図るため、経営審査事項結果通知における数値を基準とし、その事務処理を行っているところでございます。

そこで、国または都道府県が認定する経営審査事項における登録工種でございますが、建設業法に定める技術者を有する企業につきましては、その資格で規定された範囲であれば何工種でも申請できることとなっております。例えば1級土木施工管理技士の場合、土木一式工事、舗装工事など8工種について登録可能となります。

本市におきましては、経営審査事項の結果通知ということをもとに受け付けを行っておりますので、議員ご指摘のような、1人の技術者における本市の登録工種の絞り込みというのは現実的には難しいと考えております。しかしながら、ご指摘のとおり、企業の専門性ということを重視する観点に立ち戻りますと、現行、本市への申請に際して、登録工種を原則として7工種に限定するというようなことも実際に行っております。

今後とも、議員ご指摘の点を踏まえながら、その点は検討してまいりたいと考えております。

次に、技術者数と指名の関係でございますけれども、昨年4月から公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針が施行されました。その中で、発注者は対象工事の規模や必要とされる技術力からみて適切な施工を行い得る企業と技術力、経営力を向上させようとする優良な建設業者を育て、建設業の健全な発展を図るための施策を検討するよう求められております。

したがいまして、対象工事の施工内容に対応する技術者の現場への適正な配置やその適正な施工は当然求められていることから、議員ご指摘の現場管理につきまして、本市では、建設業法で技術者の選任が義務づけられている工事につきましては、契約管理システム及び発注者支援データベースシステム、これは全国規模のデータベースでございますけれども、それで重複チェックを行い、請負代金が500万円以上の場合には指定請負人決定

通知書を提出させ、一括下請、いわゆる丸投げをしないように指導をいたしております。

また、事業担当課におきましては、下請総額が3,000万円、建築一式工事におきましては4,500万円になりますけれども、それ以上の場合は、施工体制台帳を、また、すべての工事を対象に施工体系図を提出させております。

さらに、建設管理部の工事検査室では、随時に現場パトロールを行い、各現場の実情を把握し、請負者による現場の施工体制の確認を行うとともに、完成検査におきましても同様の確認を行っております。

このように、契約・施工・完成検査の各段階におきましても、技術者の適正な配置を確認しているところであり、今後とも、適正な施工の確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、本市といたしましては、従来から工事の発注に際しましては、指名件数、手持ち工事件数及び技術者等の状況を考慮しながら、指名選定システムを利用した業者選定を行っており、今後とも、そういう面では継続してまいりたいというふうと考えております。

議員ご指摘のような舗装、造園など、専門性の高い工事につきましては、指摘のとおり何らかの方法を考えないといけないかなというふうには考えております。

昨年から取り組んでおります入札・契約制度の改善の中で、今言われました専門工事の指名につきましても検討をしてまいりたいというふうと考えております。

以上でございます。

15番（板坂博之君） ただいまの答弁については、一定理解をし、了といたしますが、いずれにしましても、技術と経営に優れた建設業者が伸びる市場環境の整備をぜひ図っていただきたいと思えます。

特に近年、全国的にペーパー会社の存在、それと専門工事の一括下請負、いわゆる丸投げですね、そういうことが発生をいたしております。そういう中で、専門技術者のいる企業に発注することにより工事の施工が確実にできると考えます。

そういう意味で、自分のところできちんと施工できる企業と、そうでない企業の仕分け、企業規

模による発注方法等の研究・検討を要望いたしておきます。

それともう一点、これは指摘をしておきますが、ある工種において、ある時期に突然に発注する際の工種が変わることがあります。私は、これは何とも不思議なことですね、理解ができなかったんですが、なぜこういうことになるのか、どうしても理解ができないんです。

というのは、私は、ある工種について、当時の部長、課長と話をした経緯がございます。だから、今のひな壇部長の方じゃないんですよね。当時の部長、課長さんですから、部署が恐らく違うと思います。「何でこの工種で出すんですかと、この工種じゃないじゃないですか。こっちの工種が本当の工種じゃないんでしょうか」と、私は、そういう話をしたんです。そしたら、当時の部長、課長が言われることは、「いや、これは役所で決めておりますので、この工種で今後とも出させていただきます」と、こういう話だったわけです。そして、部長、課長がかわりました。そしたら、私が言っている工種に変わるんですよ。私は、行政というのは継続じゃないですか。それならそれで、やはり業界の皆さんにも、「この工種は、今まではこういうことであってけれども、次からはこういう工種で出しますよ」という説明を私はすべきだというふうに思いますし、また、部長、課長がかわるたびに発注工種が変わるといのは、私は、これは絶対におかしいと思います。

そういう意味では、これは事業の発注ですから建設管理部長だと思いますが、そのことは、人事異動によってそういうことがないように、ぜひ注意をしていただきたい。改善を強く要望をいたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（鳥居直記君） 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午前11時56分 =

~~~~~

= 再開 午後1時1分 =

副議長（江口 健君） 休憩前に引き続き会議を開きます。6番飛田典子議員。

〔飛田典子君登壇〕

6番（飛田典子君） 公明党の飛田典子でございます。

ます。

党を代表し、質問通告に従い質問いたしますので、市長並びに理事者の誠意ある答弁を求めます。

先行き混迷なときだからこそ、足元を見直し、未来を見詰め、知恵を出し合いながら進みたいと願うものです。

1. 行財政改革の推進について。

本件につきましては、昨日の質問に対する市長答弁がかなり踏み込んだ具体的な答弁をされておりますが、(1) バランスシートシステムの具体的な成果については、どのようにもくろんでおられるのか。また、政策評価については、大事なことはその進行管理であります。当然、進行管理に伴い、質の向上も図られます。進行管理について、どのように考えておられるのか。

(2) IT化の進展に伴う展望と目標についてであります。

(3) のワークシェアリングの導入につきましては、既に推進をしている兵庫県、北海道、秋田県は企業をリードしているとのこと。兵庫県は、若年層雇用のチャンスということで、国際課で語学力のある女性をなど。導入している企業は、県内で650社以上だそうです。しかし、重要なことは、社会サポートの中で、子どもの教育費の問題、老後の生活環境、例えば家のローンなど、このような社会の基盤が盤石になって初めてワークシェアリングが根づいていく。要は、生活環境が変わるんだ。景気がよくなっても、こういう雇用の形態の方がいいと、いろいろな生き方ができる社会にしていけるのがワークシェアリングで、何も雇用だけでなく、生き方をお互いに分かち合うということの論議が交わされています。昨日の市長答弁も推進を図ると言っておられますが、現在の高失業率、雇用悪化の中で積極的に推進されることを期待し、改めて市長の決意のほどをお聞かせください。

(4) 外郭団体への委託の廃止と民間委託へ移行した場合の経済効果についてお尋ねします。外郭団体の改革推進に当たっては、委託業務のあり方、補助金、貸付金等についても見直しを行い、必要に応じては統廃合等を進めるとありますが、外郭団体の統廃合については、今後、どのように考えておられるのか。プロパー職員の今後の配置、市